

中小企業再生支援資金（新型コロナウイルス感染症対応貸付）概要

資 金 名	中小企業再生支援資金（新型コロナウイルス感染症対応貸付）		
活用のポイント	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業が経営支援・再生支援を図るための資金		
融 資 対 象	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者（NPO法人を除く）、協同組合等で、県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営むもののうち、沖縄県中小企業活性化協議会、おきなわ経営サポート会議等（以下「支援機関」という。）の支援を受けて作成した再生計画に従って事業再生を行うもの。</p> <p>備考</p> <p>1 本資金は、全国統一制度である事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度の利用者を対象とする。</p> <p>2 取扱期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに信用保証協会が保証申込み受付したのものとする。</p>		
特 記 事 項	本資金の融資を受けたものは、四半期に1回、再生計画の実施状況を金融機関に報告するものとする。		
融 資 条 件	資 金 使 途	再生に必要な事業資金で保証協会が認めるもの（既存の信用保証協会保証付き融資の借換も可能）	
	融 資 限 度 額	1企業、1組合当たり8,000万円以内	
	融 資 期 間	運転資金、設備資金ともに15年（据置5年）以内	
	融 資 利 率	取扱金融機関所定金利	保証料率 0.00% (1) 責任共有制度の対象の場合、保証料は借入総額に対し0.80%。但し、0.60%に相当する額を国が補助し、0.20%に相当する額を県が補助する。経営者保証免除対応を適用する場合、保証料は0.20%上乗せとなるが、上乗せする0.20%に相当する額についても国が補助する。但し、条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外とする。 (2) 責任共有制度の対象除外の場合、保証料は保証委託額に対し1.00%。但し、0.80%に相当する額を国が補助し、0.20%に相当する額を県が補助する。経営者保証免除対応を適用する場合、保証料は0.20%上乗せとなるが、上乗せする0.20%に相当する額についても国が補助する。但し、条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外とする。
	担 保	必要に応じて求める	保 証 人
融 資 幹 旋 申 込 先	直接取扱金融機関へ申し込む		
融 資 幹 旋 時 必 要 書 類	<個人>		<法人等>
融 資 申 込 先 金 融 機 関	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 みずほ銀行 鹿児島銀行		
融 資 申 込 時 必 要 書 類	<個人> ・ 支援機関の支援を受けて作成された再生計画 ・ 事業税納税証明書（事業税の納期が到来していない時は県民税及び市町村民税納税証明書） ・ 原則として、最近2年間の受付印のある確定申告書の写し ・ 印鑑証明書 ・ 見積書、請求書等（設備資金の場合） ・ 許認可証の写し（許認可業種の場合） ・ 個人情報の提供に関する同意書 ・ 市町村長の認定書（中小企業信用保険法第2条第5号第5項の規程に基づき、特定中小企業者として市町村長の認定を受け、保証割合に関して		<法人等> ・ 支援機関の支援を受けて作成された再生計画 ・ 事業税納税証明書（事業税の納期が到来していない時は県民税及び市町村民税納税証明書） ・ 原則として、最近2年間の決算書 ・ 定款及び商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項証明書） ・ 印鑑証明書 ・ 見積書、請求書等（設備資金の場合） ・ 許認可証の写し（許認可業種の場合） ・ 市町村長の認定書（中小企業信用保険法第2条第5号第5項の規程に基づき、特定中小企業者として市町村長の認定を受け、保証割合に関して
※右記以外に金融機関、保証協会が必要と認める書類も提出が必要			

責任共有制度の対象除外とする場合)
 ・ 経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）

【保証人分】

- ・ 印鑑証明書
- ・ 個人情報の提供に関する同意書

※再生計画については、以下の内容を満たすものとする。

- 1 債権者間の合意がとれているもの
- 2 経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- 3 計画期間中の各事業年度の収支計画、計画終了時の定量目標及びその達成に向けた具体的な行動計画

責任共有制度の対象除外とする場合)
 ・ 経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応を適用する場合）

【保証人分】

- ・ 印鑑証明書
- ・ 個人情報の提供に関する同意書

※再生計画については、以下の内容を満たすものとする。

- 1 債権者間の合意がとれているもの
- 2 経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- 3 計画期間中の各事業年度の収支計画、計画終了時の定量目標及びその達成に向けた具体的な行動計画

